

基本柱 6

安全安心



政策6-1

災害に強いまちづくり



政策の構成と展開

6-1-1：防災・減災対策の推進

6-1-2：消防力の強化

まちづくり
方針

- 防災基盤や地域防災力を強化するとともに、市民がふだんから防災に関心を持ち、いざというときに協力し合える災害に強いまちを目指します。
- 常備消防と消防団の連携を促進していくために必要な支援を行い、消防体制の一層の強化を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 防災・減災対策

- 近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の機運もこれまでにないほど高まっており、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら災害時に迅速な対応ができ、かつ国土強靱化地域計画に基づくソフト・ハードの両面からの防災・減災に向けたまちづくりが求められます。
- 市民を自然災害から未然に守るため、出水期前の災害危険箇所の巡視を行うほか、地すべり対策、防災重点ため池の整備や農地海岸の整備、浸水対策の実施など、災害に強いまちづくりに努めています。
- 地域の防災意識や対応力を高めるため、防災講習会の開催や防災マップの配布等による防災意識の醸成を図るほか、自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築するとともに、緊急物資の調達体制や備蓄施設、緊急輸送道路の整備を進めるなど、突発的な災害の際にも対応できる体制を構築する必要があります。

▶ 常備消防・地域の消防力

- 本市では、常備消防（南島原消防署・布津分署・有馬分署・口之津分署）と非常備消防（消防団）の協力体制により、火災や災害から市民の生命と財産の保護に努めています。
- 少子高齢化、人口減少に伴い、本市でも消防団員の減少がみられるため、加入促進につながるよう、継続して消防団活動を含めた様々な情報を発信するほか、消防団協力事業所等、地域の協力を得ながら、消防力を強化していく必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 6-1-1 防災・減災対策の推進

▶ 防災体制の充実 総合戦略

緊急物資の備蓄や調達体制の整備を進めるとともに、防災体制・避難所体制の強化に努めます。

また、平常時から関係機関と連携し情報の共有を図るとともに、災害発生時には、被災者情報や避難所等の管理を行うほか、災害情報集約システムによる情報共有に努めます。

▶ 意識啓発の推進

防災ラジオや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供や防災講習会を開催するほか、津波や洪水、土砂災害、火山噴火等の自然災害を想定した防災マップを更新し市内全世帯に配付するなど、市民の防災意識の高揚を図ります。

▶ 自主防災組織の強化

自主防災組織の活性化を図り、地域ぐるみの「共助」による地域防災力を強化し、災害発生時の地域の避難・救助活動が適切かつ効果的に行われるよう、『地区防災マップ』の作成支援や、自主防災組織による防災訓練活動を推進します。



▶ 危険箇所対策の推進

市民生活を自然災害から未然に守るため、危険箇所を把握するとともに、急傾斜地や地すべり対策、浸水対策、防災重点農業用ため池対策等への取組や、海岸・漁港施設、緊急輸送道路の整備を推進することで、災害に強いまちづくりに取り組みます。

▶ 災害復旧の体制確立の推進

災害時には国や県、関係機関等と連携を図り、二次災害の防止と早急な復旧事業の着手に向けた体制づくりを進めるほか、被災施設の早期調査・復旧を行うため他自治体や民間業者との協力関係を築いていきます。

▶ 浸水被害解消の推進

開田雨水ポンプ場を含む口之津地区の雨水ポンプ場の長期的な維持管理計画に基づき施設・設備を更新し機能を維持することにより、口之津地区における梅雨や台風時の浸水被害の解消に努めます。

施策 6-1-2 消防力の強化

▶ 消防体制の充実

新入団員訓練、幹部訓練、ポンプ操法訓練等の各種訓練の実施により、消防団員の資質向上に努めます。女性消防団は応急手当普及員の資格を活かし、地域において応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努めます。

また、新入団員の加入促進を図るとともに、適正な条例定員数についても検討を進めます。

▶ 消防施設の整備

消防組織の活動機能を総合的に充実させるため、消防自動車や耐震性貯水槽など、設備機材等の計画的な整備、また老朽化した消防詰所についても改修、更新に努めます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 防災訓練に積極的に参加したり、備蓄食料を蓄えるなど、各世帯で災害に備えましょう。
- 災害に備えて、地域の危険箇所や避難路、避難場所を確認しておきましょう。
- 危険箇所には近づかないようにし、危険を感じたら早めに避難しましょう。
- 冠水などの危険な箇所をみかけたら、市へ通報しましょう。
- 住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 火災予防活動や消防団協力事業者等、地域の消防力強化に協力しましょう。

関連する個別計画

- 南島原市地域防災計画
- 南島原市国土強靱化地域計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
102	広報紙等での啓発回数	回 / 年	7	7
103	自主防災組織率	%	96.0	100.0
104	災害復旧支援に関する協定（累計）	件	32	44
105	消防水利数	基 / 年	952	972

政策6-2

暮らしの安全づくり



政策の構成と展開

6-2-1：防犯のまちづくり

6-2-2：交通安全のまちづくり

6-2-3：安心できる消費生活環境づくり

まちづくり
方針

- 市民の防犯意識を高め、防犯活動について、警察や行政だけでなく地域が一体となって取り組み、安全で安心して暮らせるまちを目指します。
- 交通ルールの遵守や運転者のマナー向上、事故防止、交通安全施設の整備・維持管理に努め、人と車が安全に行き交うまちを目指します。
- 市民が消費生活に対する正しい知識を身につけ、トラブルに巻き込まれることを未然に防ぎ、安全安心な消費行動のできる地域づくりを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 防犯

- 暮らしの安全を守るうえで欠かせない防犯への取組は、警察や行政だけでなく家庭や学校、団体、事業者等、地域が一体となって、啓発や地域活動の支援や防犯体制の強化を図っていく必要があります。

▶ 交通安全

- 交通事故を未然に防ぐには、道路改良や歩道設置などの交通安全施設の整備に加え、今後の本格的な高齢社会の到来を見据え、高齢者をはじめ、交通弱者に配慮した交通環境の整備が求められます。
- 近年では高齢者による交通事故が増加していることから、歩行者、運転者の両面から対策が必要となっているほか、免許返納後の移動手段の確保についても併せて取り組む必要があります。
- 子どもたちが安全に通学できるよう、点検による危険箇所等の把握や歩道整備、通学路の安全対策を行う必要があります。

▶ 消費生活トラブル

- 高齢者を狙った悪質な訪問販売や不当・架空請求、インターネットによる詐欺等、消費者トラブルが急増しており、暮らしの安全を脅かす内容は多様化・複雑化するなど、社会環境は大きく変化しています。市民がより安全に生活が送れるよう、関係機関との連携をさらに強化し、情報発信や消費生活トラブルの相談、被害の未然防止に向けた啓発等に取り組む必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 6-2-1 防犯のまちづくり

▶ 防犯意識啓発の推進

防犯情報等の提供や防犯パトロールなどに取り組み、市民や事業所等の防犯意識と知識の向上を図ります。

また、南島原警察署や南島原市防犯協会と連携を図りながら、金融機関やコンビニに情報提供を行うなど、振り込め詐欺等の犯罪を未然に防げる効果的な防犯活動を展開します。

▶ 犯罪や非行のない地域づくりの推進

犯罪予防の啓発に努め、犯罪や非行のない地域づくりを広く訴えます。

▶ 防犯灯の整備

地域における防犯灯の新設など、市内全域の防犯灯の整備を積極的に支援します。

施策 6-2-2 交通安全のまちづくり

▶ 意識啓発の推進

交通安全教育や近年増加する高齢者ドライバーを対象とした安全運転講習会を実施するなど、交通安全対策を推進します。

また、子どもたちを見守り交通安全を確保する「交通安全母の会」など、地域の交通安全対策に取り組む団体等の活動を支援します。

▶ 交通安全施設等の整備

見通しが悪い交差点等、交通事故が発生する可能性の高い場所へ、安全確認の補助施設としてカーブミラーを整備し、歩行者の安全確保を図ります。

また、安全施設の適切な維持管理に努めます。

施策 6-2-3 安心できる消費生活環境づくり

▶ 時代の流れに沿った啓発と消費者教育

広報紙やホームページを用いて、消費者被害防止を重点とした消費生活情報を提供するとともに、若年層から高齢者までの世代や環境に応じた出前講座や授業支援を行うことで、啓発活動と消費者教育を推進します。

▶ 継続した相談機会の提供

専門知識を持った消費生活相談員が、訪問販売や通販による契約トラブル、多重債務などの消費者トラブルなどを専門的な知識を活かして、解決に向け助言、交渉を行います。また、消費者トラブルの未然防止と拡大防止のため出前講座や若者向け講座、学校での授業支援を通じ啓発活動に取り組みます。さらに、警察署や社会福祉協議会、消費生活地域相談員などからなる消費者被害防止ネットワークを通じた被害防止啓発活動を継続して行います。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 犯罪や非行のない地域づくりに向けて、地域で見守りや声かけに取り組みましょう。
- 子どもたちや高齢者が犯罪に巻き込まれることのないよう、地域で見守りや声かけに取り組みましょう。
- 交通ルールを遵守し、常に交通安全の意識を持ちましょう。
- 高齢者ドライバーを対象とした安全運転講習会を受けましょう。

関連する個別計画

- 南島原市交通安全計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
106	防犯連絡所数	か所/年	427	427
107	交通事故による死傷者数	人以下/年	75	0
108	交通安全講習会参加者数	人/年	25	24
109	交通安全に関する広報紙等による啓発回数	件/年	6	6
110	消費者被害防止に関する広報紙での啓発回数	回/年	12	12
111	消費生活出前講座の開催回数	回/年	5	12
112	消費者被害防止に関する若者向け講座や授業支援等の実施回数	回/年	11	8

